

入札説明書

埼玉県広報紙「彩の国だより」、
「こども版 彩の国だより」及び
埼玉県ホームページバナー広告掲載業務

埼玉県県民生活部広報課

入札説明書

この入札説明書は、令和8年1月22日公告の埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版彩の国だより」及び埼玉県ホームページバナー広告掲載業務（以下「本件業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 競争入札参加資格

別記2のとおり

3 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問票の受付

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問票（別紙様式4）を提出すること。持参以外の方法により提出した場合は、電話により着信の確認を行うこと。

なお、受付期間以外の質問及び指定様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

ア 受付期間

令和8年1月28日（水）午後5時まで

イ 提出先

別記6のとおり

(2) 質問に対する回答は、各競争入札参加資格者に対し、令和8年2月2日（月）までにWEB等により通知する。

4 入札参加資格の確認

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

競争入札参加者は、令和8年2月5日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1。以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に示す必要な添付資料を別記3のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、書留郵便又は持参の場合の受付時間等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和8年2月10日（火）までに、その結果を各入札参加者に通知する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

(3) その他

ア 確認申請書等を提出した者は、入札事務の担当者から提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 埼玉県は、提出された確認申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出期限以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 入札参加資格「有」の通知を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

5 入札及び案件の仕様等に関する説明会
開催しない。

6 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加資格者等」という。）は、別紙様式2による入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。
電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書の提出場所は、別記4(1)のとおり。
- (4) 入札書の提出期限は、別記4(2)のとおり。
- (5) 競争入札参加資格者等は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出しなければならない。また、代理人が入札する場合は、別紙様式3による入札権限に関する委任状も併せて提出しなければならない。
- ア 当該購入等件名（業務の名称）
イ 入札金額
ウ 競争入札参加資格者本人の住所又は所在地、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加資格者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
- (6) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和8年2月19日開札〔埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」及び埼玉県ホームページバナー広告掲載業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。また、提出しようとするときに、入札執行事務に關係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に、埼玉県が交付した埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」及び埼玉県ホームページ広告掲載業務に係る競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示しなければならない。
- (7) 入札書は、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書と確認通知書の写を中心封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「令和8年2月19日開札〔埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」及び埼玉県ホームページバナー広告掲載業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。また、再度入札を最高3回まで行う場合もある（当初の入札と再度入札を合わせて最高4回まで行う場合もある）ので「1回入札」・「再度入札（回目）」・「入札辞退書（途中で辞退する場合）」の区別を記載しなければならない。（確認通知書の写は1回のみに同封すること。）
なお、郵便により提出する場合は、その旨を事前に別記4まで連絡するものとする。
- (8) 競争入札参加資格者等は、「首標金額」を訂正したものは無効とする。
- (9) 競争入札参加資格者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行権者は、競争入札参加資格者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (11) 競争入札参加資格者等は、本件業務にかかる費用のほか、仕様書に明記した一切の諸費用を含めたうえで、別記1(2)の入札金額を見積るものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、競争入札参加資格者が消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (12) 競争入札参加資格者等は、契約書（案）に基づき契約金の納入方法等の契約条件を十分考慮した上で入札金額を積算するものとする。
- (13) 別記2(2)に定める競争入札参加資格者に必要な資格のない者で、審査申請書を提出した者が、開札時に競争入札参加資格者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る審査資格が開札日時までに了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該競争入札参加資格者は落札決定の対象としない。
- (14) 開札の日時及び場所は、別記4(3)のとおり。
- (15) 開札は、競争入札参加資格者等が出席して行うものとする。ただし、競争入札参加資格者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 開札会場には、競争入札参加資格者等並びに入札関係職員及び(15)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (17) 競争入札参加資格者等は、開札時刻後においては、開札会場に入場できない。
- (18) 競争入札参加資格者等は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に確認通知書及び身分証明書を提示しなければならない。
- (19) 競争入札参加資格者等は、特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札が終わるまで入札会場を退場することはできない。
- (20) 入札執行権者は、開札会場に次の各号の一に該当する者がいると認めた場合には、該当者を開札会場から退場させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (21) 競争入札参加資格者等は、本件に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人になることができない。
- (22) 開札をした場合において、競争入札参加資格者等の入札のうち、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うので、筆記用具を持参するものとする。
- (23) 再度入札を行っても落札者がいないときは、入札執行権者は、入札を打ち切り、契約希望者による見積競争を行うものとする（再度入札は最高3回までとする。）。

7 入札保証金

別紙1のとおり

8 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 競争入札参加資格者に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 競争入札参加資格者等に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 「首標金額」の訂正がある入札書
- (4) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (5) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が提出した入札書
- (6) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書
- (7) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書
- (8) 2以上の入札書を提出した者が提出した入札書又は2以上の者の代理をした者が提出した入札書
- (9) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (10) その他入札の条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者（以下「入札者」という。）であって、予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかつた入札者（代理人が入札した場合は、競争入札参加資格者）に書面により通知する。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10 事情変更による広告業務契約手続きの停止

令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に増額等があつたときは、広告業務契約手続を停止する場合がある。

11 契約保証金

別紙2のとおり。

12 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から速やかに契約を締結するものとする。
- (2) この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、各自その電磁的記録を保管する。
- (3) 本書の電磁的記録及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施さない限り、本契約は確定しないものとする。

13 契約条項・支払条件

契約書（案）のとおり。

14 別記2(2)に定める埼玉県が定めた物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格審査に関する事項の照会先

(郵便番号) 330-9301
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（県庁本庁舎3階）
(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当
(電話番号) 048-830-5775（直通）

15 その他必要な事項

- (1) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 特別の指定がない場合、書類を持参する場合の受付時間等は、土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
また、書類の提出に当たり、各提出期限までに到達している必要があるものとする。
- (3) 入札執行権者の職・氏名及びその所属する部局の名称は別記5のとおり。

- (4) 本件に関する照会先は、別記6のとおり。
(5) 本件に関するその他の特記事項については、別記7のとおり。

別 記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量
埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」及び埼玉県ホームページバナー広告掲載業務
彩の国だより…全12回（令和7年5月号から令和8年4月号まで）
こども版 彩の国だより…全2回（令和8年夏号、冬号の2回）
ホームページ…掲載期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
- (2) 入札金額
彩の国だより、こども版 彩の国だより及び県ホームページバナー広告掲載に係る総額
- (3) 案件の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広告代理」のA等級またはB等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和7年6月1日改正）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（令和7年4月1日改正）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 地方公共団体を相手とする、広告代理業務の契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出する書類、提出先及び提出期限

- (1) 提出書類
・一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
・地方公共団体における広告代理業務の契約実績について（別紙様式8）
・地方公共団体における広告代理業務の契約を証明する書類
・地方公共団体における広告代理業務の成果物
- (2) 提出先
(郵便番号) 330-9301
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（県庁本庁舎1階）
(機関名) 埼玉県県民生活部広報課 企画調整・ウェブ担当
(電話番号) 048-830-2852
- (3) 提出期限
令和8年2月5日（木）午後5時まで（必着）

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（県庁本庁舎1階）

(機関名) 埼玉県県民生活部広報課 企画調整・ウェブ担当

(電話番号) 048-830-2852

(2) 入札書の提出期限

開札の日時まで。

ただし、郵送による場合は令和8年2月18日（水）午後5時（必着）まで。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月19日（木） 午後2時

場所 埼玉県庁別館地下1階 広報課分室

5 入札執行権者

所属の名称 埼玉県県民生活部広報課

職・氏名 課長 星野 雄一

6 本件に関しての照会先

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（県庁本庁舎1階）

(機関名) 埼玉県県民生活部広報課

(電話番号) 048-830-2852（企画調整・ウェブ担当）

(ファクシミリ番号) 048-824-7345

(メールアドレス) a2830-02@pref.saitama.lg.jp（企画調整・ウェブ担当）

※ 本件仕様書等にかかる質問については、別紙様式4「質問票」により質問内容を記載し、ファクシミリ又は電子メールにて送信の上、電話にてご連絡ください。

受付期限は、令和8年1月28日（水）午後5時までとします。

7 その他の特記事項

本件に関しての契約締結事務については、次の機関で行う。

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県県民生活部広報課

入札保証金について

- 1 競争入札参加資格者等は、後記 9 及び 10 で入札保証金を免除される場合を除いては、入札日までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い埼玉県に納付しなければならない。
ただし、入札保証金等には、利子を付さないものとする。
- 2 入札保証金等の額は、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。
- 3 上記 1 の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等※が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等※の保証	その保証する金額
キ	保証事業会社の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合、水産業協同組合法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、水産業協同組合法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫

- 4 競争入札参加資格者等は、入札保証金を納付する場合には、次の(1)又は(2)のいずれかの方法で納付するものとする。
 - (1) 埼玉県が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」で、入札保証金相当額（上記 2 の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付する。この場合には、納付済み「納付書兼領収書」の写しを、入札日までに入札書とともに提出するものとする。
 - (2) 開札日に、別紙様式 5 の 1 「入札保証金納付書」により現金で納付する。
- 5 競争入札参加資格者等は、上記 3 に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、別紙様式 6 の 1 「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、開札日に提出するものとする。

6 入札終了後、埼玉県は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法で当該入札保証金等を還付するものとする。

(1) 上記4(1)の方法による場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した請求書により還付する。

(2) 上記4(2)の方法による場合には、別紙様式5の3「入札保証金払出請求書」により還付する。

なお、埼玉県から入札保証金の還付を受けたことを証する別紙様式5の2「入札保証金受領書」は印紙税法により印紙税が課される文書に該当する。そのため、競争入札参加資格者等は、当該受領書に所定の印紙を貼り付けること。

(3) 上記5の方法による場合には、別紙様式6の3「保管有価証券還付請求書」で還付する。

なお、埼玉県から入札保証金に代える担保の還付を受けたことを証する別紙様式6の2「保管有価証券受領書」は、印紙税法により印紙額が課される文書に該当する。そのため、競争入札参加資格者等は、当該受領書に所定の印紙を貼り付けること。

7 落札者が納付した入札保証金等については、契約締結後、上記6で還付する。

ただし、入札保証金等を上記4(1)及び4(2)で納付した者が、契約保証金等を同様の方法で納付する場合は、これに充当する。

8 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは埼玉県に帰属する。

9 入札保証金の免除を受けられる場合

以下の(1)～(3)に該当する場合には、入札保証金の免除を受けることができる。

(1) 国又は地方公共団体（以下「国等」という）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した場合（埼玉県財務規則第93条第2項第3号）

(2) 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合（埼玉県財務規則第93条第2項第1号）

(3) 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合（埼玉県財務規則第93条第2項第2号）

10 入札保証金の免除を受けるための手続

上記9(1)～(3)に該当するものとして、入札保証金の免除を受ける場合には、以下の手續をとること。

(1) 上記9(1)に該当する場合

別紙様式9「契約の履行について」に必要な書類を添付して、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに入札説明書別記3(2)に示す場所に提出すること。

(2) 上記9(2)に該当する場合

別紙様式7の1「保証保険証書納付書」に必要事項を記入し、当該保険証書を添えて、入札書の提出期限までに入札説明書別記3(2)に示す場所に提出すること。

この場合、契約の相手方が決定したときは、埼玉県は、別紙様式7の3の「保証保険証書還付請求書」で当該保険証書を還付する。

(3) 上記9(3)に該当する場合

当該事実（「契約保証の予約」の事実）を証する書類を、令和8年2月5日（木）午後5時までに入札説明書別記3(2)に示す場所に提出すること。

契約保証金について

- 1 契約の相手方は、指定の期日までに、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の契約保証金または契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続きに従い埼玉県に納付しなければならない。
- 2 前記1の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等※が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等※又は保証事業会社の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合、水産業協同組合法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、水産業協同組合法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫

- 3 契約の相手方が保険会社との間で埼玉県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、別紙様式7の1「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、当該保険証書を提出した場合には、埼玉県は契約保証金の納付を免除する。
- 4 前記3以外で契約の相手方が契約保証金の免除を希望する場合には、前記入札保証金9の規定を準用する。
- 5 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたとき、埼玉県は請求書、別紙様式6の3「保管有価証券還付請求書」又は別紙様式7の3「保証保険証書還付請求書」でこれを還付する。
なお、関連する文書に係る印紙税の取り扱いは、前記入札保証金6のとおりであるので、留意すること。
ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金等は埼玉県に帰属する。